

リボ払い専用カードサービス特約

第1条 （本特約と会員規約の関係）

- 1 本特約は、会員規約第 60 条（支払方式の指定）に対する特約として、リボ払い専用カードサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。本特約は、会員規約と一体となって適用されるものとします。
- 2 会員規約と本特約に定めのある事項については、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約が優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本特約中明示的に会員規約の適用を排除している場合を除き、会員規約が適用または準用されるものとします。
- 3 会員規約に定められた語句で、本特約に定めのない語句は会員規約に定められた意義を有するものとします。

第2条 （本サービスの適用の効果）

- 1 会員規約第 60 条（支払方式の指定）の規定にかかわらず、2025 年 12 月 9 日時点で本人会員が本サービスの利用の登録を受けている場合には、当該本人会員およびその家族会員による本サービス対象ショッピング利用につき、当行は、会員が会員規約第 55 条（支払方式の種類と内容）第 6 号に定めるリボルビング払いを指定したものとして取り扱います。
- 2 前項に定める本サービス対象ショッピング利用とは、ショッピング利用時に支払方式として 1 回払いを指定したまたは会員規約第 60 条（支払方式の指定）第 3 項により 1 回払いを指定したものとみなされたショッピング利用（当行が別に指定したものを除きます。）をいいます。

（注）現在、新たな本サービスの申し出は受け付けておりません。

第3条 （本人会員による本サービス利用の終了）

本サービスの利用を終了する場合は、本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。当該申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該本人会員に係る本サービスの登録を解除するものとします。

第4条 （当行による本サービスの適用終了）

当行は、会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、本人会員に通知したまたは WEB サービスで用いる当該本人会員専用サイトへの掲出その他の本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該本人会員の本サービスの登録を解除し、本サービスの適用を終了することができるものとします。

- (1) 会員規約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が 0 円となったとき。

- (2) 会員規約第 39 条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）第 1 項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (3) 会員規約第 40 条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）第 1 項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (4) リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式またはボーナス併用リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式であって、会員規約第 71 条（リボルビング払い（元利型残高スライド方式）の支払額）第 2 項、第 73 条（リボルビング払い（元金型残高スライド方式）の支払額）第 2 項または第 75 条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）第 3 項が継続し、または繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5) 当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞またはこれらのおそれがあるとき。
- (6) 本サービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第5条 （本サービス登録解除の効果）

第 3 条または第 4 条の規定により本サービスの登録が解除された場合、当該解除日の翌日以降におけるショッピング利用代金につき、第 2 条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いを行わないものとします。なお、本サービスの登録が解除された場合であっても、当該解除日までの第 2 条の規定によりリボルビング払いとして取り扱われたショッピング利用代金については、引き続きリボルビング払いとして取り扱われるものとします。